

《入居者利用料徴収額表》

令和元年10月1日より適用

ケアハウス すずかけの里

対象収入による階層区分		入居者からの利用料徴収額（月額）				備考
		事務費	生活費	管理費	合計	
1	1,500,000以下	10,000	46,940	15,000	71,940	(※) 7,000
2	1,500,001 ~ 1,600,000	13,000	46,940	15,000	74,940	
3	1,600,001 ~ 1,700,000	16,000	46,940	15,000	77,940	
4	1,700,001 ~ 1,800,000	19,000	46,940	15,000	80,940	
5	1,800,001 ~ 1,900,000	22,000	46,940	15,000	83,940	
6	1,900,001 ~ 2,000,000	25,000	46,940	15,000	86,940	
7	2,000,001 ~ 2,100,000	30,000	46,940	15,000	91,940	
8	2,100,001 ~ 2,200,000	35,000	46,940	15,000	96,940	
9	2,200,001 ~ 2,300,000	40,000	46,940	15,000	101,940	
10	2,300,001 ~ 2,400,000	45,000	46,940	15,000	106,940	
11	2,400,001 ~ 2,500,000	50,000	46,940	15,000	111,940	
12	2,500,001 ~ 2,600,000	57,000	46,940	15,000	118,940	
13	2,600,001 ~ 2,700,000	64,000	46,940	15,000	125,940	
14	2,700,001 ~ 2,800,000	71,000	46,940	15,000	132,940	
15	2,800,001 ~ 2,900,000	78,000	46,940	15,000	139,940	
16	2,900,001 ~ 3,000,000	85,000	46,940	15,000	146,940	
17	3,000,001 ~ 3,100,000	92,000	46,940	15,000	153,940	
18	3,100,001 以上	96,485	46,940	15,000	158,425	

〈付記〉 1、この表における「前年度収入」とは前年度の収入から、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいう。

2、11月から3月までの5ヶ月間は、生活費に月額2,710円の冬期加算が上乗せされる。

3、各居室にて使用する電気・電話・水道等の料金は本人の負担となる。

1、管理費については、県の承認を得なければなりませんので変動します。（但し15,000円を上回ることはありません。）

2、入居希望者には、市町村長発行の所得証明等の提示をいただかないと正確な金額が算定されません。

※ 夫婦で利用される場合は、事務費については、夫婦の収入及び必要経費を合算し、その2分の1をそれぞれの所得として、該当する費用をお二人よりそれぞれいただきます。また、その額が150万円以下の場合は、上記事務額表の該当金額から30%を減額した額を、お二人よりそれぞれいただきます。

※ 区分階層が16階層以上の方は費用基準額の変更に伴い該当月からの差額を徴収・返金させていただきます。

※ 引落としにかかる手数料は令和元年10月1日より110円負担していただきます。